

# 資 料 等

加古川市国民保護協議会条例	1
加古川市国民保護協議会委員名簿	2
加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部条例	3
加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する要綱	4
市の各部・班の機能	6
関係機関の連絡先	10
ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧	12
避難施設指定一覧表	13

加古川市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、加古川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加古川市国民保護協議会委員名簿

委員数：25名

法	機 関 名	役 職 名	氏 名
会 長	加古川市	市長	岡 田 康 裕
第1号	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	事務所長	池 田 大 介
第1号	海上保安庁姫路海上保安部加古川海上保安署	署長	内 海 浩 一
第2号	陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊第3中隊	中隊長	明 石 猛
第3号	兵庫県東播磨県民局	局長	野 北 浩 三
第3号	兵庫県企業庁東播磨利水事務所	所長	長 田 二 郎
第3号	兵庫県加古川警察署	署長	塩 井 学
第4号	加古川市	副市長	川 西 三 良
第4号	加古川市	副市長	中 田 直 文
第5号	加古川市教育委員会	教育長	小 南 克 己
第5号	加古川市消防本部	消防長	君 野 正 則
第6号	加古川市	上下水道事業管理者	平 田 喜 昭
第7号	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室	次長	安 田 誠
第7号	関西電力送配電株式会社兵庫本部加古川配電営業所	所長	小 山 高 弘
第7号	大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部建設チーム	マネジャー	花 井 孝 典
第7号	日本通運株式会社神戸支店加古川事業所	事業所長	筒 井 慶 之
第7号	西日本旅客鉄道株式会社加古川駅	駅長	大 和 幸 也
第7号	山陽電気鉄道株式会社鉄道事業本部鉄道営業部	営業所長	加 納 伸 治
第7号	神姫バス株式会社加古川営業所	所長	日 野 真 輔
第7号	一般社団法人兵庫県トラック協会東播支部	支部長	笹 山 誕 一
第8号	加古川市消防団	団長	樋 口 満
第8号	一般社団法人加古川医師会	理事	北 浦 圭 介
第8号	加古川商工会議所	女性会	吉 野 三 枝
第8号	加古川市町内会連合会	会長	岡 本 立 身
第8号	BAN-BANネットワークス株式会社	代表取締役社長	古 庄 恵 浩

令和5年8月1日現在

加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、加古川市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び加古川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 加古川市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 加古川市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 加古川市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定により現地対策本部を置いたときは、これに現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、加古川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部条例（平成18年条例第30号。以下「条例」という。）第6条及び第7条において準用する条例第6条の規定に基づき、加古川市国民保護対策本部及び加古川市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 加古川市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。）第25条第2項の規定による指定の通知を受けたときに設置するものとし、同条第4項において準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたときに廃止するものとする。

### (対策本部の組織)

第3条 条例第2条第2項に規定する加古川市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は防災監をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する加古川市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 上下水道事業管理者
- (4) 加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第7号）第2条第1項に規定する者

3 加古川市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）に事故あるときは、加古川市副市長事務分担規則（平成31年3月29日規則第11号）第4条の例により、副市長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 条例第3条第1項に規定する会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

### (部及び班)

第5条 対策本部に条例第4条第1項に規定する部を、部に班を置く。

2 部に部長、部付及び本部連絡員を、班に班長を置く。

3 部及び班の名称並びに部長、部付、本部連絡員及び班長（以下「部長等」という。）に充てる者並びに部及び班の事務分掌並びに班に属する課等の職員は、別表のとおりとする。

(現地対策本部の設置)

第6条 本部長は、武力攻撃災害が発生した場合において必要と認めるときは、原則として、最も被害が大きいと見込まれる地区支部に現地対策本部を設置する。

2 本部長は、武力攻撃災害の拡大するおそれが解消し、かつ国民保護措置が概ね完了したと認めるときは、現地対策本部を廃止する。

(現地対策本部の組織)

第7条 条例第5条第1項に規定する現地対策本部長は、原則として副本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部に現地対策副本部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

(準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、加古川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表  
市の各部・班の機能

◎印は対策本部員、○印は本部連絡員、●印は警戒本部員

部 名 等	班 名 (班長)	事 務 分 掌	課 等 名
総括部 【部長】 ◎総務部長	総括班 ○危機管理担当部長	1. 市対策本部の総括に関する事 2. 市の各部との連絡及び総合調整に関する事 3. 市対策本部の情報収集及び取りまとめに関する事 4. 県の対策本部との連絡、調整、及び情報の共有に関する事 5. 他の市町及び県との協議及び応援等に関する事 6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等への措置要請に関する事 7. 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めに関する事 8. 避難実施要領の策定に関する事	防災対策課
	庶務班 ●総務部次長	1. 職員の服務及び動員の調整に関する事 2. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関する事 3. 他市町村への応援職員の派遣に関する事 4. 災害応急対策の取りまとめに関する事 5. 災害応急車両の借りに関する事 6. 災害対策用物資（食糧を除く）の調達に関する事 7. 災害に係る問合せに関する事 8. 各部との連絡調整に関する事	総務課 人事課 職員課 管財課 契約検査課

<p>広報・情報部 【部長】 ◎企画部長 【部付】 ○●秘書室長</p>	<p>広報・情報班 ●企画部次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市における広報に関すること</li> <li>2. 安否情報の照会受付、回答に関すること</li> <li>3. ホームページにおける情報提供に関すること</li> <li>4. 外国人に対する情報提供及び相談に関すること</li> <li>5. 陳情要望事項等の取りまとめに関すること</li> <li>6. 国民保護措置に関する予算措置に関すること</li> </ol>	<p>秘書課 政策企画課 広報・行政経営課 財政課 情報政策課</p>
<p>調査部 【部長】 ◎税務部長 【部付】 参事(税徴収担当) ◎議会議務局長 ●議会議務局次長 ○●選挙管理委員会事務局長 ○●監査事務局長 ○●農業委員会事務局長</p>	<p>調査班 ●税務部次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安否情報の収集及び家屋の被害調査に関すること</li> <li>2. 被災証明の発行に関すること</li> <li>3. 災害による市税等の減免に関すること</li> </ol>	<p>市民税課 資産税課 収税課 債権管理課 議事総務課 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局</p>
<p>援護部 【部長】 ◎福祉部長 【部付】 ◎こども部長 幼保一元化推進担当部長 ●こども部次長</p>	<p>援護班 ●福祉部次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活再建に関すること</li> <li>2. 要配慮者（避難行動要支援者を含む）の対策に関すること</li> <li>3. ボランティアセンターの設置に関すること</li> <li>4. 被災者の健康相談及び心のケア対策に関すること</li> </ol>	<p>高齢者・地域福祉課 法人指導課 生活福祉課 障がい者支援課 介護保険課 こども政策課 家庭支援課 育児保健課 幼児保育課 こども療育センター</p>
<p>救護部 【部長】 ◎健康医療部長</p>	<p>救護班 ●健康医療部次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救護班の編成及び救護所の運営に関すること</li> <li>2. 医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>3. 被災者の健康相談及び心のケア対策に関すること</li> <li>4. 感染症対策に関すること</li> <li>5. 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関すること</li> <li>6. 炊き出しの実施に関すること</li> <li>7. 避難所運営の応援に関すること</li> <li>8. 避難対象者の避難支援の実施に関すること</li> </ol>	<p>地域医療課 新型コロナワクチン接種推進課 市民健康課 国民健康保険課 医療助成年金課</p>
<p>環境部 【部長】 ◎環境部長 【部付】 参事(事業担当)</p>	<p>環境班 ●環境部次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物の処理に関すること</li> <li>2. 応急仮設トイレに関すること</li> <li>3. 廃棄物の応急処理施設及び仮処分地の確保に関すること</li> <li>4. 環境衛生対策に関すること</li> <li>5. 動物の保護等に関すること</li> </ol>	<p>環境政策課 環境保全課 環境第1課 環境第2課 環境施設課</p>

<p>避難対策部</p> <p>【部長】</p> <p>◎市民協働部長</p> <p>【部付】</p> <p>参事（人権施策担当）</p> <p>参事（かわまちづくり推進担当）</p> <p>参事（国際交流担当）</p> <p>○●会計管理者</p>	<p>避難支援班</p> <p>●市民協働部次長</p>	<p>1. 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関する事</p> <p>2. 炊き出しの実施に関する事</p> <p>3. 避難所の開設及び運営の応援に関する事</p> <p>4. 埋葬及び火葬に関する事</p> <p>5. 避難対象者の避難支援の実施に関する事</p> <p>6. 災害に関する問い合わせ及び相談に関する事</p> <p>7. 町内会連合会等の連絡調整に関する事</p> <p>8. 外国人に対する情報提供及び相談に関する事</p>	<p>市民課</p> <p>人権文化センター</p> <p>東加古川市民総合サービスプラザ</p> <p>市民活動推進課</p> <p>生活安全課</p> <p>スポーツ・文化課</p> <p>会計課</p>
	<p>地域活動班</p> <p>各市民センター所長</p>	<p>1. 各市民センター区域の被害状況、安否情報、災害対策実施状況等の情報収集、報告に関する事</p>	<p>各市民センター</p> <p>（9カ所）</p>
<p>避難所運営部</p> <p>【部長】</p> <p>◎教育総務部長</p> <p>【部付】</p> <p>◎教育指導部長</p> <p>●教育指導部次長</p> <p>参事（公民館統括担当）</p> <p>参事（青少年育成担当）</p> <p>参事（学校教育担当）</p> <p>参事（教職員研修担当）</p> <p>参事（部活動地域移行調整担当）</p>	<p>避難所運営班</p> <p>●教育総務部次長</p>	<p>1. 避難所の開設及び運営に関する事</p> <p>2. 学校施設の保健衛生に関する事</p> <p>3. 被災児童生徒等の教育に関する事</p> <p>4. 市立学校における警報の伝達、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関する事</p> <p>5. 避難所における安否情報の収集に関する事</p> <p>6. 学用品の給与に関する事</p>	<p>教育総務課</p> <p>学務課</p> <p>学校施設課</p> <p>社会教育課</p> <p>学校教育課</p> <p>青少年育成課</p> <p>教育研究所</p> <p>文化財調査研究センター</p> <p>少年自然の家</p> <p>中央図書館</p> <p>各公民館</p>
<p>応急対策第1部</p> <p>【部長】</p> <p>◎産業経済部長</p> <p>【部付】</p> <p>参事（観光振興担当）</p>	<p>産業班</p> <p>●産業経済部次長</p>	<p>1. 農林水産関係の被害調査に関する事</p> <p>2. 商工業者の被害調査及び対策に関する事</p> <p>3. 生鮮食料品の流通対策に関する事</p> <p>4. 生活必需品の流通確保に関する事</p>	<p>産業振興課</p> <p>農林水産課</p>
<p>応急対策第2部</p> <p>【部長】</p> <p>◎建設部長</p> <p>【部付】</p> <p>建築担当部長</p>	<p>土木施設班</p> <p>●建設部次長</p>	<p>1. 港湾、海岸の被害状況の調査及び連絡調整に関する事</p> <p>2. 応急仮設住宅の設置に関する事</p> <p>3. 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関する事</p> <p>4. 河川及び水路等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事</p> <p>5. 武力攻撃災害による障害物の除去に関する事</p> <p>6. 緊急交通路及び避難路に関する事</p> <p>7. 交通規制に関する事</p> <p>8. 道路、橋梁等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関する事</p>	<p>土木総務課</p> <p>営繕課</p> <p>公園緑地課</p> <p>道路保全課</p> <p>道路建設課</p> <p>治水対策課</p>
<p>応急対策第3部</p> <p>【部長】</p> <p>◎技監</p>	<p>支援班</p> <p>●都市計画部次長</p>	<p>1. 退避の指示、警戒区域の設定、緊急通報に関する事</p> <p>2. 住民の避難誘導に関する事</p> <p>3. 警報の伝達に関する事</p> <p>4. 応急仮設住宅の設置（応急対策第2部の所管に属するものを除く。）に関する事</p>	<p>都市計画課</p> <p>市街地整備課</p> <p>まちづくり指導課</p> <p>建築指導課</p> <p>住宅政策課</p>

<p>消防部 【部長】 ◎消防長 【部付】 ●消防次長 署長</p>	<p>消防班 警防次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 武力攻撃災害等の情報収集並びに伝達に関すること</li> <li>2. 他都市消防機関への応援要請及び受入れに関するこ と</li> <li>3. 災害による被害の軽減に関すること</li> <li>4. 被災者の救急・救助に関すること</li> <li>5. 消防団に関すること</li> <li>6. 住民の避難誘導に関すること</li> <li>7. 警報の伝達に関すること</li> </ol>	<p>総務課 警防課 救急課 指令課 予防課 防災センター 各消防署</p>
<p>上下水道部 【部長】 ◎上下水道局長</p>	<p>上下水道班 ●上下水道局次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急給水に関すること</li> <li>2. 上下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に 関すること</li> </ol>	<p>経営管理課 お客さまサービス課 施設課 配水課 下水道課</p>

※兼務発令者について対策本部設置時は本務の業務に従事することとする。

## 関係機関の連絡先

### 1 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	姫路市北条1丁目250	079-282-8503	079-284-8879
海上保安庁姫路海上保安部 加古川海上保安署	加古川市別府町港町14-2	435-0671	435-0726

### 2 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊姫路駐屯地第3 特科隊第3中隊	姫路市峰南町1-70	079-222-4001 (内線) 235	079-222-4001
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4-3 神戸防災合同庁舎4F	078-261-9777	078-261-9781

### 3 兵庫県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
災害対策センター	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9900 ~9902	078-362-9911 ~9912
兵庫県東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	421-9016	424-6616
加古川健康福祉事務所	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	422-0002	422-7589
兵庫県企業庁東播磨利水事務 所	神戸市西区神出町田井3-1	078-965-2050	078-965-1755
兵庫県加古川警察署	加古川市平岡町新在家1224-1 3	427-0110	425-8110

### 4 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
西日本電信電話株式会社兵 庫支店設備部災害対策担当	神戸市中央区海岸通11	078-393-9440	078-326-7363
関西電力送配電株式会社姫 路本部加古川配電営業所	加古川市加古川町北在家2552	0800-777-8810	079-227-0615
大阪ガスネットワーク株式 会社兵庫事業部建設チーム	神戸市中央区港島中町4丁目5-3	078-303-7713	078-306-2205
日本通運株式会社神戸支店 加古川事業所	加古川市平岡町高畑320-1	422-5851	421-0118
西日本旅客鉄道株式会社加 古川駅	加古川市加古川町篠原町30-1	078-382-8686	421-2610

### 5 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
神姫バス株式会社加古川営 業所	加古川市神野町石守1丁目95	423-2231	423-2233
一般社団法人兵庫県トラッ ク協会東播支部	加古川市加古川町北在家2283	423-0382	423-0652
山陽電気鉄道株式会社鉄道 事業本部鉄道営業部	明石市大明石町1丁目4-1	078-913-2853	078-913-2857

6 その他

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
一般社団法人加古川医師会	加古川市加古川町篠原町103-3	421-4301	421-4303
加古川商工会議所	加古川市加古川町溝之口800	424-3355	424-7157
BAN-BANネットワークス株式会社	加古川市加古川町栗津26-2	420-2527	420-3734

7 近隣市町

市 町 名	担 当 部 局	電話番号	F A X 番号
明石市	総合安全対策室	078-918-5069	078-918-5140
高砂市	企画総務部危機管理室	443-9008	442-9577
稲美町	経済環境部危機管理課	492-9168	492-7792
播磨町	企画総務部危機管理課	435-0991	435-7901
西脇市	くらし安心部防災安全課	0795-22-3111	0795-22-3515
三木市	危機管理課	0794-89-2312	0794-82-2278
小野市	市民安全部防災グループ	0794-63-3387	0794-63-1093
加西市	総務部危機管理課	0790-42-8751	0790-43-1800
加東市	総務財政部防災課	0795-43-0403	0795-42-5055
姫路市	危機管理室	079-223-9594	079-223-9541

ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所在地	名称	管理者名	最大対応機種	敷地の広さ (延長×幅)
東 072	加古川市加古川町河原地先	加古川左岸河川敷緑地	加古川市長 (建設部公園緑地課)	川崎CH-47J	220×100m
東 074	加古川市尾上町口里浜の宮817-1	浜の宮公園	加古川市長 (建設部公園緑地課)	川崎CH-47J	120×130m
東 075	加古川市西神吉町鼎及び宮前地内	加古川運動公園	加古川市長 (市民協働部スポーツ・文化課)	川崎CH-47J	118×54m
東播 325	加古川市神野町神野203	兵庫県立加古川医療センター	兵庫県病院事業管理者 (県立加古川医療センター総務部総務課)	川崎BK117-C2型	42.8×44m
東播 335	加古川市別府町新野辺1516-1	神戸製鋼 加古川製鉄所 陸上競技場	株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所 (総務部総務室)	川崎CH-47	150×75m
東播 345	加古川市加古川町本町439	加古川中央市民病院屋上	加古川市民病院機構 (総務部)	B412EP 及び AW139	20.7×20.7m

## 避難施設指定一覧表

名称	所在地	担当窓口	緊急一時避難施設 (※1)	地下施設 (※2)
加古川公民館	加古川町寺家町12-4	社会教育課	○	
県立加古川西高等学校	加古川町本町118	県教委財務課	○	
加古川小学校	加古川町木村222-3	教育総務課	○	
鳩里小学校	加古川町稲屋81	教育総務課	○	
県立加古川南高等学校	加古川町友沢65-1	県教委財務課	○	
県立加古川東高等学校	加古川町粟津232-2	県教委財務課	○	
加古川中学校	加古川町備後203	教育総務課	○	
加古川市人権文化センター	加古川町備後332-1	人権文化センター	○	
氷丘中学校	加古川町大野845	教育総務課	○	
氷丘公民館	加古川町大野931	社会教育課	○	
氷丘小学校	加古川町中津886-1	教育総務課	○	
氷丘南小学校	加古川町溝之口246	教育総務課	○	
加古川北公民館	神野町西条1519-2	社会教育課	○	
神野小学校	神野町石守1043	教育総務課	○	
陵北小学校	新神野5丁目1	教育総務課	○	
山手中学校	山手1丁目9-1	教育総務課	○	
野口小学校	野口町野口493	教育総務課	○	
野口南小学校	野口町古大内245-3	教育総務課	○	
野口公民館	野口町長砂49-5	社会教育課	○	
中部中学校	野口町良野890-1	教育総務課	○	
陵南中学校	野口町水足333-333	教育総務課	○	
陵南公民館	野口町水足333-333	社会教育課	○	
県立加古川北高等学校	野口町水足867-1	県教委財務課	○	
野口北小学校	野口町北野1110	教育総務課	○	
平岡小学校	平岡町高畑164-1	教育総務課	○	
平岡東小学校	平岡町土山109	教育総務課	○	
平岡公民館	平岡町土山699-2	社会教育課	○	
平岡南小学校	平岡町二俣180	教育総務課	○	
平岡南中学校	平岡町二俣285-4	教育総務課	○	
東加古川公民館	平岡町一色797-295	社会教育課	○	

名称	所在地	担当窓口	緊急一時避難施設(※1)	地下施設(※2)
兵庫県立農業高等学校	平岡町新在家902-4	県教委財務課	○	
平岡北小学校	平岡町新在家1327-1	教育総務課	○	
平岡中学校	平岡町新在家1801	教育総務課	○	
若宮小学校	尾上町養田218	教育総務課	○	
尾上公民館	尾上町池田1804-1	社会教育課		
尾上小学校	尾上町長田519	教育総務課	○	
浜の宮小学校	尾上町口里770-37	教育総務課	○	
別府小学校	別府町西町1	教育総務課	○	
浜の宮中学校	別府町新野辺574	教育総務課	○	
別府西小学校	別府町新野辺574-175	教育総務課	○	
別府中学校	別府町新野辺北町8丁目9	教育総務課	○	
八幡小学校	八幡町宗佐345	教育総務課	○	
いずみプラザ	平荘町上原230-1	環境施設課	○	
平荘小学校	平荘町山角467	教育総務課	○	
両荘公民館	平荘町山角718-1	社会教育課	○	
両荘中学校	平荘町山角740	教育総務課	○	
上荘小学校	上荘町都染400	教育総務課	○	
東神吉小学校	東神吉町神吉156	教育総務課	○	
神吉中学校	東神吉町神吉591-1	教育総務課	○	
県立東播工業高等学校	東神吉町神吉1748-1	県教委財務課	○	
少年自然の家	東神吉町天下原715-5	少年自然の家	○	
東神吉南小学校	東神吉町砂部393	教育総務課	○	
西神吉小学校	西神吉町西村121	教育総務課	○	
川西小学校	米田町平津108	教育総務課	○	
加古川西公民館	米田町平津384-2	社会教育課	○	
志方小学校	志方町志方町1050	教育総務課	○	
志方公民館	志方町志方町1758-3	社会教育課	○	
志方中学校	志方町志方町字宮山	教育総務課	○	
志方東小学校	志方町細工所146	教育総務課	○	
志方西小学校	志方町原587	教育総務課	○	
鶴林寺公園	加古川町北在家419	公園緑地課		
日岡山公園	加古川町大野1682	公園緑地課		

名称	所在地	担当窓口	緊急一時避難施設 (※1)	地下施設 (※2)
浜の宮公園	尾上町口里 8 1 7 - 1	公園緑地課		
志方東公園	志方町細工所 1 1 3 8 - 2 2	公園緑地課		
金剛寺浦公園	加古川町木村 2 3 2 - 1	公園緑地課		
小柳公園	加古川町北在家 2 7 8 8	公園緑地課		
北山公園	西条山手 2 丁目 2 8	公園緑地課		
石守公園	神野町石守 4 7 1 - 9	公園緑地課		
迎野公園	新神野 2 丁目 1 1	公園緑地課		
北野公園	野口町北野 1 1 9 3 - 1	公園緑地課		
池田公園	尾上町池田 8 5 0 - 1 0	公園緑地課		
なかじま公園	別府町中島町 1 1	公園緑地課		

※ 1 : 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造 (RC 造) 及び鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造) である施設及び地下施設

※ 2 : 緊急一時避難施設のうち避難可能な地下フロアがある施設